

## 第 3 期愛知県障害福祉計画の概要について

### 第 1 章 計画策定の趣旨

- ・法定計画（根拠：障害者自立支援法）
- ・目的：障害福祉サービス及び相談支援並びに県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施の確保

（ 第 2 章 本県の現状 （略） ）

### 第 3 章 計画の基本的考え方

#### ■ 1 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現（改正障害者基本法の目的規定の内容）

#### ■ 2 計画の基本的考え方

- (1) 県内のどこでも必要な訪問系のサービスが受けられるようにする
- (2) 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにする
- (3) グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進する
- (4) 福祉施設から一般就労への移行を推進する
- (5) 障害のある人が安心して暮らせる支援システムづくりを進める

#### ■ 3 計画期間

平成 24 年度～ 26 年度

### 第 4 章 地域生活移行についての数値目標の設定と取組施策

#### ■ 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

##### (1) 目標値の設定

|                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| 平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数(A) : | 4,385 人            |
| 目標値:平成26年度末における施設入所者数(B):      | 3,946 人            |
| H17.10.1～H27.3.31の削減数(A-B):    | 439 人(10%削減)       |
| H17.10.1～H27.3.31の地域生活移行者数:    | 1,316 人(30%地域生活移行) |

##### (2) 本計画期間の取組

###### ○住まいの場の確保

・グループホームやケアホームは、平成26年度末の定員数を平成22年度末の定員数の2倍とすることを目標とし、その整備を促進するため、整備に係る経費助成等を行う。

・グループホーム・ケアホーム利用者に対し 1 万円を上限として家賃助成を行う。

###### ○重症心身障害者の支援

・医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者がショートステイを利用できるよう、事業所の受入れ体制の強化に対し助成を行う。

## ○地域生活の相談支援体制の整備・充実

- ・相談支援に関するアドバイザーを設置し、相談支援体制の充実を進めていく。市町村が行う相談支援においてピアカウンセリング等が円滑に実施されるよう支援していく。

## ■2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

## (1) 目標値の設定

1年未満の入院者の平成26年度における平均退院率を 76%とする  
(国の平成26年度の目標値と同一)

## (2) 本計画期間の取組

## ○地域における理解の促進

- ・精神障害について理解を深めるためのイベントや、偏見をなくすための講演会の開催

## ○地域生活移行に向けた支援

- ・相談支援事業者による入院中の精神障害のある人のスムーズな地域生活移行への取組を支援

## ○地域定着のための支援

- ・医師を始め多職種チームによる訪問活動を実施

## ■3 福祉施設から一般就労への移行

## (1) 目標値の設定

平成17年度一般就労移行者数：118人  
目標値：平成26年度における年間の一般就労移行者数：480人(H17年度実績比4倍)

## (2) 本計画期間の取組

## ○職業能力開発支援

- ・県の障害者職業能力開発施設においてニーズに対応した効果的な訓練の実施に努める。

## ○企業等に対する働きかけ・支援

- ・事業主等を対象としたセミナーの開催や、障害者就職面接会の開催などを行う。

## ○労働関係機関の就労支援策の活用

- ・トライアル雇用、ジョブコーチ、委託訓練事業等の施策の活用

## 第5章 障害福祉サービスの見込量と確保策

## ■1 訪問系サービス

## (1) サービス見込量(／月) \* 市町村の見込量の計

|          | H22 年度実績 (3月) | H26 年度見込 (年平均) |
|----------|---------------|----------------|
| 訪問系サービス計 | 271,859 時間    | 419,946 時間     |

## (2) サービスの確保策

- ・居宅介護の対象を精神障害にも拡充するよう働きかける。
- ・全ての居宅介護事業所が重度訪問介護事業を実施するよう働きかける。

## ■2 日中活動系サービス

### (1) サービス見込量(／月) \* 市町村の見込量の計

|            | H22 年度実績 (3月) | H26 年度見込 (年平均) |
|------------|---------------|----------------|
| 生活介護       | 138,292 人日    | 257,496 人日     |
| 就労継続支援 A 型 | 20,548 人日     | 35,838 人日      |
| 就労継続支援 B 型 | 60,214 人日     | 99,383 人日      |

### (2) 県が目標とするサービス提供量

・生活介護、就労継続支援(A・B型)は、地域での自立した生活に不可欠なサービスであるため、平成23年度から平成26年度の4年間で提供量の倍増を目指す。

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 平成26年度の生活介護のサービス提供量(目標値):       | 276,584人日 |
| 平成26年度の就労継続支援(A型)のサービス提供量(目標値): | 41,096人日  |
| 平成26年度の就労継続支援(B型)のサービス提供量(目標値): | 120,428人日 |

### (3) サービスの確保策

・NPO法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図る。

## ■3 居住系サービス

### (1) サービス見込量(／月) \* 市町村の見込量の計

|               | H22 年度実績 (3月) | H26 年度見込 (年平均) |
|---------------|---------------|----------------|
| グループホーム・ケアホーム | 2,266 人       | 3,666 人        |

### (2) 県が目標とするサービス提供量

・グループホーム・ケアホームは、地域生活へ移行する人や在宅の人の自立ニーズの両面から必要不可欠な基盤である。また、他の都道府県と比較して人口当たりのサービス利用者数も非常に少なく、そのニーズは多いと考える。このため、県は平成23年度から平成26年度の4年間で提供量の倍増を目指す。

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 平成26年度のグループホーム・ケアホームのサービス提供量(目標値): | 4,532人 |
|------------------------------------|--------|

### (3) サービスの確保策

・本概要書の第4章の1の(2)に記載(計画書本冊の第4章の1の(4)に詳細に記載)

## ■4 相談支援

### (1) サービス見込量

・計画相談支援については、3年間で全ての利用者を対象とすることとして算定

### (2) サービスの確保策

・相談支援従事者等研修事業を実施し、事業者の参入を促進する。

## ■5 発達障害のある人のサービス利用

・改正障害者基本法、改正障害者自立支援法に基づき、発達障害のある人に対して、福祉サービスの内容や利用方法について一層の周知を図ることが必要

## ■6 障害児支援サービス

・障害児に係るサービス提供事業所の適切な指定及びサービスの円滑な提供を図る。

## ■7 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量(ビジョン)

### (1) 圏域単位での地域特性及び課題

(2)平成26年度末までに不足するサービスの基盤整備

(3)各圏域の現状と今後のサービス見込量

## 第6章 障害福祉サービス、相談支援従事者の確保・資質向上、施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

### ■1 サービス提供に係る人材の育成

- サービス管理責任者研修の実施
- 相談支援専門員研修の実施
- 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成

### ■2 サービス提供事業者に対する第三者評価

- ・福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施

### ■3 障害のある人の権利擁護

- ・平成23年6月に障害者虐待防止法が成立、平成24年10月から施行。
- ・障害のある人への虐待の防止など、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくす体制の整備を図るとともに、諸権利の擁護についての取組を積極的に進めていく。

#### ○成年後見制度の活用等権利擁護の推進

- ・平成12年に創設された成年後見制度は、平成22年の障害者自立支援法の改正により、制度の利用支援事業が、市町村の地域生活支援事業の必須事業へ格上げされたことから、制度の普及啓発や、成年後見センターの設置を促進するなど、障害のある人の権利擁護を図っていく。

## 第7章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

### ■1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 等

### ■2 広域的な支援事業

#### (1) 相談支援体制整備事業

- ・相談支援に関し圏域を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進める。

### ■3 人材養成等その他の事業

- (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者等研修事業 等

## 第8章 計画の推進

- ・愛知県障害者施策審議会（障害者基本法の改正に基づき、旧名称（愛知県障害者施策推進協議会）を変更し、「県の障害者施策の実施状況の監視」という機能を付加された附属機関）を計画の推進機関と位置付け。
- ・障害者自立支援法の見直しが行われた場合は、計画期間内であっても、必要に応じて変更。